

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
令和5年10月25日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	6件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	6件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	0件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300112号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300055号

## 第1 結論

請求者のA社における平成29年12月29日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成29年12月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年12月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和48年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年12月29日

A社から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では、保険給付に反映されない記録になっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求期間に係る賞与明細書及び平成29年分給与所得に対する源泉徴収簿並びに同社の回答から判断すると、請求者は、同社から当該期間に賞与の支払を受け、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300226号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300056号

## 第1 結論

請求者のA社における平成29年12月29日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成29年12月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年12月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年12月29日

A社から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では、保険給付に反映されない記録になっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求期間に係る賞与明細書及び平成29年分給与所得に対する源泉徴収簿並びに同社の回答から判断すると、請求者は、同社から当該期間に賞与の支払を受け、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300211号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300057号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年8月8日の標準賞与額を33万円に訂正することが必要である。

平成15年8月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年8月8日

年金事務所からA社における賞与記録を確認するようという文書が届き確認したところ、請求期間に係る賞与記録がないことが分かった。

預金通帳の写しを資料として提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写し及び平成15年12月支給の冬期賞与に係る給与支給明細書並びにA社における元同僚から提出された同年8月支給の夏期賞与及び同年12月支給の冬期賞与に係る給与支給明細書から判断すると、請求者は、同社から請求期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、前述の預金通帳の写し及び賞与に係る給与支給明細書により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、33万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明である旨回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300165号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300058号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和63年12月16日、喪失年月日を昭和64年1月5日に訂正し、昭和63年12月の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。  
昭和63年12月16日から昭和64年1月5日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。  
事業主は、請求者に係る昭和63年12月16日から昭和64年1月5日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求者のA社における昭和63年12月16日から昭和64年1月5日までの期間の標準報酬月額を15万円に訂正することが必要である。  
昭和63年12月の訂正後の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。
- 3 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等  
氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :  
2 請求内容の要旨  
請 求 期 間 : 昭和63年12月1日から平成元年3月1日まで  
昭和63年12月にA社に入社し、平成元年2月まで同社に勤務したにもかかわらず、年金記録では、請求期間に係る厚生年金保険の記録がない。  
しかし、手元に残っている請求期間に係る給与支給明細書を見ると、当該期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されているので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、昭和63年12月16日から昭和64年1月5日までの期間について、雇用保険の記録、請求者から提出されたA社の給与支給明細書及び昭和63年分給与所得の源泉徴収票から判断すると、請求者が当該期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。  
また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。  
したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和63年12月16日、喪失年月日を昭和64年1月5日とし、昭和63年12月16日から昭和64年1月5日までの期間の標準報酬月額については、前述の給与支給明細書により確認できる厚生年

金保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は昭和63年12月16日から昭和64年1月5日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、当該期間に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、仮に、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、昭和63年12月16日から昭和64年1月5日までの期間に係る標準報酬月額について、前述の給与支給明細書及び日本年金機構の回答から、当該期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記1の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間のうち、昭和63年12月16日から昭和64年1月5日までの期間の標準報酬月額については、日本年金機構の回答から、15万円とすることが妥当である。

ただし、昭和63年12月の訂正後の標準報酬月額（上記1の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、昭和63年12月1日から同年12月16日までの期間及び昭和64年1月5日から平成元年3月1日までの期間について、B社は、当時の資料が残っていないため請求者がA社に勤務していたか否かは不明である旨回答している上、同社に係るオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間に厚生年金保険被保険者記録がある者に照会したものの、当該照会に回答した者はいずれも請求者を記憶しておらず、請求者の同社における勤務期間を特定することができない。

また、請求者から提出された昭和63年12月分から平成元年2月分までの給与支給明細書によると給与の支給が確認でき、このうち昭和63年12月分及び平成元年1月分給与支給明細書によると厚生年金保険料が控除されていることが確認できるものの、B社は、請求期間当時における給与締日は不明と回答しており、同社の担当者も請求期間当時の給与計算方法について不明である旨陳述している上、前述の請求期間に厚生年金保険被保険者記録がある者の回答からも請求期間当時における給与締日を特定できないことから、給与支給明細書により請求者のA社における勤務期間を確認又は推認することができない。

このほか、請求期間のうち、昭和63年12月1日から同年12月16日までの期間及び昭和64年1月5日から平成元年3月1日までの期間における勤務実態について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間のうち、昭和63年12月1日から同年12月16日までの期間及び昭和64年1月5日から平成元年3月1日までの期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300174号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300059号

## 第1 結論

1 請求者のA社における平成28年12月1日から平成31年2月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年12月から平成29年8月までは16万円を18万円、同年9月から平成30年7月までは16万円を19万円、同年8月から平成31年1月までは16万円を30万円とする。

平成28年12月から平成31年1月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年12月から平成31年1月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成28年11月1日から同年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年11月の標準報酬月額については、16万円を18万円とする。

平成28年11月の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和60年生  
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年8月1日から平成31年2月1日まで

厚生年金保険の記録によると、A社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額が、同事業所発行の給料明細書に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額と相違している。

一部期間の給料明細書しか保管していないが、調査の上、請求期間に係る標準報酬月額を実際の総支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成28年12月1日から平成31年2月1日までの期間について、請求者から提出されたA社の給料明細書、平成30年分及び平成31年分給与所得の源泉徴収票並びにB市から提出された平成30年度給与支払報告書(個人別明細書)から判断すると、請求者が当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の

報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成28年12月から平成31年1月までの標準報酬月額については、前述の給料明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成28年12月から平成29年8月までは18万円、同年9月から平成30年7月までは19万円及び同年8月から平成31年1月までは30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答を得られないが、前述の給料明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、前述の給料明細書等により確認又は推認できる報酬月額を年金事務所に届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成28年8月1日から同年12月1日までの期間について、請求者から提出された給料明細書及び日本年金機構の回答により、当該期間における標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額及び各月の厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同じ額であることから、厚生年金特例法による記録の訂正を認めることはできない。

- 2 請求期間のうち、平成28年11月1日から同年12月1日までの期間について、請求者から提出された給料明細書により確認できる当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、平成28年11月の標準報酬月額については、前述の給料明細書により確認できる報酬月額から、18万円とすることが妥当である。

ただし、平成28年11月の訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300068号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2300020号

## 第1 結論

昭和43年11月から昭和57年7月頃までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年11月から昭和57年7月頃まで

私は、昭和43年10月に結婚し、A市B区で暮らし始めたが、そこに国民年金保険料の集金人が来て、国民年金保険料を払うように言われたので、国民年金に加入し、同年11月から夫婦二人分の国民年金保険料を納付し始めた。

また、国(厚生労働省)の記録では、昭和46年5月10日から昭和47年7月11日まで厚生年金保険に加入した記録になっているが、当該期間は、厚生年金保険と重複して、国民年金保険料を払っていた。

さらに、昭和51年頃からは、集金人が来なくなり、区役所から3か月に1回、国民年金保険料の納付書が届いたので、その納付書を区役所に持参して、区役所の窓口で、国民年金保険料を納付した。

加えて、昭和56年頃からは、国民年金保険料の納付を忘れていたので、元配偶者と離婚した後の昭和57年7月頃に区役所に出向き、未納になっていた昭和56年頃から昭和57年7月頃までの国民年金保険料を延滞金と合わせて、3万円ほどまとめて払った。

請求期間について、国民年金保険料を納付していたと思うので、調査の上、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和43年10月に結婚し、国民年金の集金人が来たので、同年11月から国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付した旨主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者及び請求者の元配偶者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は昭和44年11月に払い出されている上、請求者の記号番号前後の国民年金任意加入被保険者の資格取得年月日を踏まえて判断すると、請求者の国民年金の加入手続時期は、同年11月頃と推認でき、昭和43年11月に国民年金に加入したとする請求者の主張と符合しない。

また、オンライン記録によると、請求期間のうち、昭和43年11月から昭和47年7月までの期間について、請求者は、当時、強制加入被保険者として国民年金に加入していたことが確認できるものの、当該期間に係る国民年金保険料は全て未納と記録されている上、請求者が国民年金保険料を一緒に納付したと主張する元配偶者についても、当該期間のうち、昭和43年11月から昭和45年3月までの期間、昭和46年1月から同年3月までの期間及び昭和47年7月について、国民年金保険料が未納と記録されており、請求者の主張と符合しない。

さらに、オンライン記録によると、請求期間のうち、昭和47年8月から昭和57年7月頃までの期間について、請求者は、国民年金に未加入であり、当該期間の国民年金保険料を納付す

ることができない上、請求者が当該期間の国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となるところ、請求者に対する別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求期間は165か月に及んでおり、これほどの長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとは考え難い。

このほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300148号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300060号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における平成22年4月1日から平成25年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成22年4月から平成24年8月までの各月の標準報酬月額は9万8,000円を30万円、同年9月から同年12月までの各月の標準報酬月額は9万8,000円を28万円とする。  
平成22年4月から平成24年12月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。  
事業主は、請求者に係る平成22年4月から平成24年12月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求者のA社における平成24年9月1日から平成25年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成24年9月から同年12月までの各月の標準報酬月額は28万円(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額)を30万円、平成25年1月から同年8月までの各月の標準報酬月額は9万8,000円を30万円とする。  
平成24年9月から平成25年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額及び訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。
- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等  
氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :
- 2 請求内容の要旨  
請 求 期 間 : 平成22年4月1日から平成27年5月1日まで  
平成21年にA社の業績が悪化して給与は下がったものの、平成22年4月以降は業績が回復したことにより約30万円の給与が支給され、その給与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたと記憶している。  
しかしながら、厚生年金保険の記録によると、請求期間の標準報酬月額が9万8,000円となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成22年4月1日から平成25年1月1日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書、平成22年度から平成24年度までの給与所得等に係る特別徴収税額の決定通知書、平成22年分から平成24年分までの給与所得の源泉徴収票、平成24年度課税証明書及び請求者が請求期間当時に作成したとする給与等の支給控除一覧表(以下、これらをまとめて「支払明細書等」という。)により、請求者が、A社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を

超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 22 年 4 月から平成 24 年 12 月までの各月の標準報酬月額については、前述の支払明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成 22 年 4 月から平成 24 年 8 月までの各月は 30 万円、同年 9 月から同年 12 月までの各月は 28 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は所在を特定することができず、請求者の報酬月額に係る届出及び保険料納付について確認することはできないが、支払明細書等により確認又は推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、支払明細書等により確認又は推認できる報酬月額を年金事務所に届け出しておらず、その結果、年金事務所は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成 24 年 9 月 1 日から平成 25 年 9 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書により、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額又は上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、平成 24 年 9 月から平成 25 年 8 月までの各月の標準報酬月額については、給料支払明細書により確認できる報酬月額から、30 万円とすることが妥当である。

ただし、平成 24 年 9 月から平成 25 年 8 月までの各月の訂正後の標準報酬月額（上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額及び訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、平成 25 年 9 月 1 日から平成 27 年 5 月 1 日までの期間について、請求者から提出された請求期間当時に作成したとする給与等の支給控除一覧表には、当該期間に係る各月の支給額合計及び厚生年金保険料控除額が記載されているものの、前述のとおり A 社及び事業主に照会することができず、当該一覧表の記載内容を裏付ける資料等もないことから、当該記載内容のみをもって、当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を認めることはできない。

このほか、請求期間のうち、平成 25 年 9 月 1 日から平成 27 年 5 月 1 日までの期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間のうち、平成 25 年 9 月 1 日から平成 27 年 5 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。